一般社団法人ヘルスケア関連企業研究倫理審査委員会連携協議会

定　款

第 1 章　総則

（名称）

第1条　当法人は、一般社団法人ヘルスケア関連企業研究倫理審査委員会連携協議会と称する。英文名をLiaison Council for Research Ethics Committees of Healthcare Industries（略称「REC healthcare」）とする。

（主たる事務所）

第2条　当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

（目的）

第3条　当法人は、ヘルスケア研究にかかわる企業・団体間の連携を保ち、法令、指針及び学術的情報に関する情報共有と意見交換を図り、人材の育成及び知識の普及に務めることにより、ヘルスケア研究にかかわる企業・団体の研究倫理及び研究ガバナンスの向上に寄与することを目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。

（1）人を対象とする研究の研究倫理及び研究ガバナンスの向上に関する情報収集、分析及び提供

（2）人を対象とする研究の研究倫理及び研究ガバナンスの向上に関する教育研修及びコンサルティング

（3）企業、学術研究機関、教育機関、医療機関及びその他関連団体との連携及び協力

（4）電子書籍を含む出版物の企画、製作、監修及び販売

（5）各種映像、デジタルコンテンツの企画、制作、配信及び販売

（6）各種セミナー、講演会、イベント、各種教室等の企画、運営及び開催

（7）その他当法人の目的を達成するために必要な事業

（公告）

第4条　当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 2 章　会員

（法人の構成員）

第5条　当法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

（1）正会員　当法人の目的に賛同し、入会した個人

（2）賛助会員　当法人事業を賛助するために入会した企業、学術研究機関、教育機関、医療機関及びその他関連団体、又は個人

（3）名誉会員　当法人の正会員であった者、又は、研究倫理及び研究ガバナンスの向上を支援した者のうち、

当法人の事業に功労があったものとして理事会で承認された者

（入会）
第6条　正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込を行うものとする。
2　入会は、社員総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをその者に通知する。

（会費等）
第7条　正会員及び賛助会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）
第8条　正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、3ヶ月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除　名)
第9条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
（1）この定款その他の規則に違反したとき
（2）当法人の名誉を棄損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき
（3）その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)
第10条　前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（1）会員について、死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき
（2）会員が解散又は破産したとき
（3）正会員及び賛助会員について、会費の納入が2年以上なされなかったとき
（4）総正会員の同意があったとき

（社員名簿の記載事項）
第11条　当法人は、一般法人法第 31 条に基づき、正会員の氏名及び住所を記載した名簿（以下「社員名簿」という。）を作成し、主たる事務所に備えておく。
2　正会員への通知または連絡は、原則として前項の社員名簿に記載された住所へ発して行う。

第 3 章　社員総会

（社員総会）
第12条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了

後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。なお、社員総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

（招集）
第13条　社員総会の招集は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。
2　社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対して発する。

（決議の方法）
第14条　社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
（1）会員の除名
（2）監事の解任
（3）定款の変更
（4）解散
（5）その他法令で定められた事項

（議決権）
第15条　正会員は、各1個の議決権を有する。

（議長）
第16条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

（議事録）
第17条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長が署名又は記名押印の上、これを社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章　役員

（役員の設置等）
第18条　当法人に、次の役員を置く。
理事　3名以上10名以内
監事　1名以上
2　理事のうち、1名を代表理事とする。

（選任等）
第19条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2　代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3　監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
4　各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
5　他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務権限）
第20条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
2　代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

（監事の職務権限）
第21条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任期）
第22条　理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　監事の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3　補欠のため、又は増員により就任した理事の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4　補欠のため、就任した監事の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
5　理事又は監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（解任）
第23条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（役員の報酬）
第24条　理事及び監事は無報酬とする。ただし、当法人の活動のために要した費用は、社員総会が別に定める報酬等の支給基準に従って支弁することができる。

（取引の制限）
第25条　理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

（1）自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
（2）自己又は第三者のためにする当法人との取引
（3）当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
2　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除又は限定）
第26条　当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。
2　一般法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、10万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章　理事会

（構成）
第27条　当法人に理事会を置く。
2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第28条　理事会は次の職務を行う。
（1）当法人の業務執行の決定
（2）理事の職務の執行の監督
（3）代表理事の選定及び解職

（招集）
第29条　理事会は代表理事が招集する。
2　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）
第30条　理事会の議長は、当該理事会にて選出する。

（決議）
第31条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使禁止）
第32条　理事会に出席できない理事は、委任状その他の代理権を証明する書面をもって、他の理事を代理人としその議決権を代理行使させることはできない。

（議事録）
第33条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が署名又は記名押印する。

第 6 章　計算

（事業年度）
第34条　当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

（事業計画及び収支予算）
第35条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。
2　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
3　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）
第36条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。
(1)事業報告
(2)事業報告の附属明細書
(3)貸借対照表
(4)損益計算書(正味財産増減計算書)
(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
2　第1項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の禁止）
第37条　当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第 7 章　定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第38条　この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）
第39条　当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）
第40条　当法人が清算をする場合において有する残存財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章　委員会等

（委員会等）
第41条　当法人の目的及び事業を達成するため、理事会は、その決議により委員会等を設置することができる。
2　委員会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 9 章　事務局及び職員

（事務局及び職員）
第42条　当法人は、当法人の事務を処理するために、事務局及び必要な職員を置くことができる。
2　職員は代表理事が任免する。
3　事務局及び職員に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 10 章　附則

（最初の事業年度）
第43条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和9年3月末日までとする。
2　最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、第35条第1項の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。

（設立時の役員）
第44条　当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。
　設立時理事　　田口　浩之、吉田　浩輔、相澤　恵
　設立時代表理事　田口　浩之
　設立時監事　　稲田　美保

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）
第45条　設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

設立時社員　　住所《記載省略》
　　氏名　田口　浩之
設立時社員　　住所《記載省略》
　　氏名　吉田　浩輔
設立時社員　　住所《記載省略》
　　氏名　相澤　恵
設立時社員　　住所《記載省略》
　　氏名　稲田　美保

（法令の準拠）
第46条　この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人ヘルスケア関連企業研究倫理審査委員会連携協議会設立のため、設立時社員田口浩之ほか3名の定款作成代理人である行政書士石下貴大は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和8年3月19日
設立時社員　田口　浩之
設立時社員　吉田　浩輔
設立時社員　相澤　恵
設立時社員　稲田　美保

上記設立時社員の定款作成代理人
行政書士　石下貴大